

出席停止の感染症と停止期間基準について

学校では、下記のような感染症に罹患した場合、感染した生徒に対して出席停止の措置を行います。これは、学校保健安全法第19条に基づき、学校での集団発生を防ぐとともに、健康の回復を図るためです。

出席停止の感染症に罹患された場合は、再登校時に、医療機関で記入していただいた「登校許可意見書」の提出をお願いしています。その間は欠席扱いになりませんので、ご家庭でゆっくり休養してください。

	感染症名	出席停止の期間の基準
第一種	・エボラ出血熱 ・クリミアコンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎(ポリオ) ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群(コサックスによるもの) ・鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
	・新型コロナウイルス感染症 ※	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第二種	・インフルエンザ ※	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	・百日咳	特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療は終了するまで
	・麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	・風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	・水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	・咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退後2日を経過するまで
	・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第三種	・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・パラチフス ・腸チフス ・急性出血性結膜炎 ・流行性角結膜炎	病状により、学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	・その他の感染症 - 溶連菌感染症・手足口病・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナ・ウイルス性肝炎 - 伝染性紅斑(リンゴ病) - マイコプラズマ肺炎 他	必要があれば出席停止になる感染症で、すべて一律に出席停止になるわけではありません。主治医からの指示があれば、学校に連絡してください。

※当面の間、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症につきましては、医師による証明は必要なく、保護者の記入による「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による出席停止報告書」の提出をお願いしています。

※「登校許可意見書」・「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による出席停止報告書」は、学校にありますので、ご連絡ください。また、本校ホームページからもプリントアウトできます。

学校での感染症拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。